

香川県条例第45号

香川県産業集積区域における県税の特別措置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する同意基本計画（以下「同意基本計画」という。）に定められた法第4条第2項第2号に規定する集積区域（以下「産業集積区域」という。）内において、法第15条第2項に規定する承認企業立地計画（以下「承認企業立地計画」という。）に従って法第9条第1項に規定する特定事業（以下「特定事業」という。）のための施設を設置した事業者に課する県税の特別措置について必要な事項を定めるものとする。

(不動産取得税の課税免除)

第2条 産業集積区域内において、同意基本計画に係る法第5条第5項の規定による同意（当該同意が平成26年3月31日までに行われたものに限る。）の日から起算して5年内に、承認企業立地計画に従って特定事業のための施設のうち企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第3条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した事業者（当該同意基本計画に定められた法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種であつて同令第4条各号に定める業種に属する事業を行う者のうち、その者が設置した当該対象施設において県内に住所を有している者5人以上をその者の常時使用の従業者として新たに雇用した者に限る。）の当該対象施設の用に供する家屋（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（当該承認企業立地計画に係る法第14条第3項の規定による承認を受けた日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税については、課税を免除する。

(申請書の提出)

第3条 この条例の規定の適用を受けようとする者は、香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第47条第1項の規定による申告の期限までに、規則で定める事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

(申請書の提出期限に関する経過措置)

2 第3条に規定する申請書の提出期限がこの条例の施行の日から起算して1月を経過する日までに到来することとなる場合にあっては、同条の規定にかかわらず、同日をその提出期限とする。

(この条例の失効)

3 この条例は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

4 この条例の失効前に承認企業立地計画に従って対象施設を設置した第2条に規定する事業者の同条に規定する当該対象施設の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税については、この条例の失効後も、なお従前の例による。

(香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例の一部改正)

- 5 香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例（平成14年香川県条例第57号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(適用除外) 第3条 略</p> <p>(1) 香川県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置条例及び香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例を廃止する条例（平成22年香川県条例第14号）附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされる香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例（昭和47年香川県条例第21号）第3条第1項第2号、香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例（平成5年香川県条例第20号）第2条第4項、<u>香川県過疎地域における県税の特別措置条例（平成12年香川県条例第83号）</u>第2条第4項又は<u>香川県産業集積区域における県税の特別措置条例（平成25年香川県条例第45号）</u>第2条の規定の適用を受けることができる家屋又はその敷地である土地の取得 (2) 略</p>	<p>(適用除外) 第3条 前条の規定は、次に掲げる家屋又はその敷地である土地の取得については、適用しない。</p> <p>(1) 香川県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置条例及び香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例を廃止する条例（平成22年香川県条例第14号）附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされる香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例（昭和47年香川県条例第21号）第3条第1項第2号、香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例（平成5年香川県条例第20号）第2条第4項又は<u>香川県過疎地域における県税の特別措置条例（平成12年香川県条例第83号）</u>第2条第4項の規定の適用を受けることができる家屋又はその敷地である土地の取得 (2) 略</p>

(香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 前項の規定による改正後の香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例第3条第1号の規定は、平成25年4月1日以後の家屋又はその敷地である土地の取得について適用する。